

計算書類に対する注記（グループホームあめごの里拠点用）

令和 8 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 緑風会

1.重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準
当拠点区分は、期末時の利用者等に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準
当拠点区分は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 消費税の取扱い
当拠点区分は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3.採用する退職給付制度

当拠点区分は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用している。確定給付制度では退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給している。

4.拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。
- (1) あめごの里拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅸ))
 - ア. グループホームあめごの里
 - イ. 町 配食サービス事業 あめごの里
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅹ))は省略している。

5.基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

- 固定資産の除売却に伴い、国庫補助金等特別積立金を1円取り崩した。資産毎の内訳は以下の通りである。
- ①建物 電話設備の除却による取崩額 1円
 - ②構築物 該当する事項はない。
 - ③機械及び装置 該当する事項はない。
 - ④車輛運搬具 該当する事項はない。
 - ⑤器具及び備品 該当する事項はない。

7.担保に供している資産

該当する事項はない。

8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	42,649,444	28,933,767	13,715,677
構築物	1,979,024	1,909,045	69,979
車輛運搬具	1,550,000	1,549,999	1
器具及び備品	3,953,414	2,958,221	995,193
合 計	50,131,882	35,351,032	14,780,850

法人名：社会福祉法人 緑風会

2頁

9.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

10.重要な後発事象

該当する事項はない。

11.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

人件費（退職給付費用）について

当年度末における退職給付債務の計算において、市場金利の動向を踏まえ、割引率を前年度の0.03%から2.203%に変更している。この変更により、前年度の計算基礎を継続した場合と比較して、退職給付費用が917,186円減少し、当期活動増減差額が同額増加している。